

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局 |
| 【提出日】 | 2022年12月20日 |
| 【会社名】 | 株式会社キャリアデザインセンター |
| 【英訳名】 | CAREER DESIGN CENTER CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼会長 多田 弘實 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂三丁目2 1 番 2 0 号 |
| 【電話番号】 | 03-3560-1611 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 経営企画担当 西山 裕 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂三丁目2 1 番 2 0 号 |
| 【電話番号】 | 03-3560-1601 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 経営企画担当 西山 裕 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 |

1【提出理由】

2022年12月16日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年12月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、多田弘實氏、川上智彦氏、中村光曜氏、西山裕氏、加山祐介氏、小澤真一氏、和田芳幸氏、齋藤哲男氏を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人が、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 | 36,463 | 66 | - | 可決 98.83% |
| 第2号議案 | 36,471 | 58 | - | 可決 98.86% |
| 第3号議案 | | | | |
| 多田 弘實 | 32,463 | 4,065 | - | 可決 87.99% |
| 川上 智彦 | 36,424 | 104 | - | 可決 98.73% |
| 中村 光曜 | 36,424 | 104 | - | 可決 98.73% |
| 加山 祐介 | 36,425 | 103 | - | 可決 98.73% |
| 西山 裕 | 36,424 | 104 | - | 可決 98.73% |
| 小澤 真一 | 36,422 | 106 | - | 可決 98.72% |
| 和田 芳幸 | 36,374 | 154 | - | 可決 98.59% |
| 齋藤 哲男 | 36,412 | 116 | - | 可決 98.70% |
| 第4号議案 | 36,420 | 108 | - | 可決 98.72% |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上